



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 67 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	第 1 切替日における職務に相当する職務を定める規則 (3) (給与課) 2
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (4) (任用課) 3
	鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 4
	人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則 (6) (〃) 5
	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 の一部を改正する規則 (7) (〃) 6
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (8) (給与課) 7
	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 9
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 10
	給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (11) (〃) 12

人事委員会規則

第1切替日における職務に相当する職務を定める規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第3号

第1切替日における職務に相当する職務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第10項本文の規定に基づき、第1切替日(改正条例附則第6項本文に規定する第1切替日をいう。以下同じ。)における職務の級が第1切替後級(改正条例附則第6項本文に規定する第1切替後級をいう。)又は改正条例附則別表第3に規定する暫定級とされる職員の第1切替日における同表の職務の欄に掲げる職務(以下「対象職務」という。)に相当する職務を定めるものとする。

(対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務)

第2条 対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務は、別表の給料表の種類欄及び対象職務の欄に応じ、それぞれ同表の相当職務の欄に定める職務とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給料表の種類	対象職務	相 当 職 務
行政職給料表	1 主任の職務 2 係長の職務	(1) 秘書、主計員、企画員、広報企画員、課長補佐(水産試験場及び栽培漁業センターの課長補佐に限る。)事務次長(総合療育センターの事務次長を除く。)又は機関長の職務(人事委員会が定める職務を除く。) (2) 課長補佐(人事委員会事務局の課長補佐に限る。)副主幹、教務主任、監察員、農業専門技術員、林業専門技術員、助教授、船長、部長(喜多原学園及び総合療育センターの部長(総合療育センターの部長にあつては、事務部の部長を除く。)に限る。)寮長(喜多原学園の寮長に限る。)保育士長、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、事務副主幹又は監査主任の職務
公安職給料表	1 主幹の職務 2 係長の職務	小隊長又は教官の職務
研究職給料表	研究員の職務	学芸員の職務
医療職給料表(2)	1 主任の職務 2 係長の職務	副主幹の職務

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 法第3条第2項に規定する一般職に属する職員の職のうち、非常勤職員（常時勤務に服することを要しない職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。）の職</u></p> <p>2 略</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基き職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第5号

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第5項の規定に基づき、人事委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙等に関する事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第4項の規定に基き委員長の選挙等に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第6号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務局長専決事項	略	事務局長専決事項	略
1及び2 略		1及び2 略	
3 <u>行政職給料表の適用を受ける</u> <u>職員の職のうち課長補佐及びこ</u> <u>れに相当する職以下の職若しく</u> <u>はこれらと同等とみなされる他</u> <u>の給料表の適用を受ける職に採</u> <u>用し、又は昇任させようとする</u> <u>者の選考</u>		3 職員の職のうち <u>管理職手当が</u> <u>支給されないものに採用し、又</u> <u>は昇任させようとする者の選考</u>	
4～13 略		4～13 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第7号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）<u>附則第9項又は第22項</u>の規定の適用を受ける職員の職の設置等については、平成20年3月31日までの間、改正後の人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）<u>附則第10項又は第24項</u>の規定の適用を受ける職員の職の設置等については、平成20年3月31日までの間、改正後の人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額の上端数計算）</p> <p>第2条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第1条の2</u>に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、<u>給与条例第4条の2</u>の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から<u>第18号</u>までに規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額の上端数計算）</p> <p>第2条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第4条の2</u>に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、<u>同条の規定</u>による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号から<u>第19号</u>までに規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時</p>

間に達するまでの間のものである場合における当該 手当を除く。 4 略	間に達するまでの間のものである場合における当該 手当を除く。 4 略
--	--

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第9号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当支給の特例）</p> <p>第7条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得られる額とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手当支給の特例）</p> <p>第7条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得られる額とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>運転免許技能試験手当</u></p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 月の1日から末日までの間において次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項又は<u>県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用さ</u></p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に<u>勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあ</p>

れた職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1)～(7) 略

(8) 有害物等取扱手当(条例第21条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法(昭利25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物を含有する危険物以外の危険物に係るものに限る。)

(9) 略

っては、人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1)～(7) 略

(8) 有害物等取扱手当(条例第21条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を含有する危険物以外の危険物に係るものに限る。)

(9) 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第5までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p> <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>特別支援学校</u>の校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)、助教諭、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>及び<u>寄宿舍指導員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>青少年・文教課の企画員</u>(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)</p> <p>(4) <u>交流推進課の専門員</u>(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第3条の規定に<u>基</u>き、給料表の適用範囲を定めることを目的とする。</p> <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>の校長、教頭、教諭、<u>養護教諭</u>、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)、助教諭、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>及び<u>寄宿舍指導員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学術振興課の副主幹</u>(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、<u>人事委員会</u>が定めるものに限る。)</p>

(5) 略

(6) 公文書館の総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師

(7) 略

(8) 略

(9) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11) 略

(12) 略

(13) 妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事

(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）助教諭及び養護助教諭

(2) 共同調理場の栄養教諭

(3) 略

(4) 青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4) 略

(5) 公文書館の専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主任及び講師

(6) 略

(7) 略

(8) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(10) 略

(11) 略

(12) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

(13) 略

(14) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(15) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）助教諭及び養護助教諭

(2) 略

(3) 教育・学術振興課の副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者

(5) 交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）

(6) 略

(7) 公文書館の総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 略

(10) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事

(16) 略

(17) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(18) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(4) 中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

で、人事委員会が定めるものに限る。)

(4) 略

(5) 公文書館の専門員

(6) 略

(7) 略

(8) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 妻木晩田遺跡事務所の文化財主事

(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、調査第一係長、調査第二係長及び文化財主事

(16) 略

4 略

（研究職給料表）

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 畜産試験場の場長、室長及び研究員

(4) 中小家畜試験場の場長、室長及び研究員

(5) 林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(6) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(7) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員及び研究員

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹、医薬係長、感染症・疾病対策係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局保健衛生課の課長、課長補佐、主幹、衛生係長、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。))及び生活安全課の課長並びに総合事務所生活環境局環境・循環推進課又は生活安全課の主幹、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。))及び衛生技師

(4) 略

(5) 略

(5) 林業試験場の場長、室長及び研究員

(6) 水産試験場の場長、室長及び研究員

(7) 栽培漁業センターの所長、室長及び研究員

(8) 略

(9) 産業技術センターのセンター長、次長、室長、所長、科長、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医務薬事課の課長、室長、医長、副医長及び医師、健康対策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所生活環境局の局長及び副局長

(2) 総合事務所福祉保健局又は生活環境局の課長(技術吏員に限る。)、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 略

(4) 略

<p>(6) 略</p> <p>(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)係長及び衛生技師</p> <p>(8) 境港水産事務所の副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合療育センターの部長(看護部の部長に限る。)、看護師長、看護主任、看護師及び准看護師</p> <p>(3)~(7) 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) <u>保健所の診療放射線技師</u></p> <p>(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹(技術吏員に限る。)係長及び衛生技師</p> <p>(8) 境港水産事務所の副主幹(技術吏員に限る。)及び衛生技師</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合療育センターの部長、看護師長、看護師及び准看護師</p> <p>(3)~(7) 略</p>
--	---

(給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第5項、第6項、<u>第9項、第10項又は第22項</u>の規定の適用を受ける職員の給料表の運用については、平成20年3月31日までの間、改正後の給料表の適用範囲に関する規則第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第5項、第6項、<u>第10項、第11項又は第24項</u>の規定の適用を受ける職員の給料表の運用については、平成20年3月31日までの間、改正後の給料表の適用範囲に関する規則第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成19年4月1日から施行する。